

令和4年度 道路ストック（池田横断歩道橋）点検業務委託 特記仕様書

第1章 総則

第1条（適用範囲）

本特記仕様書は、甲府市（以下、「発注者」という。）が発注する「道路ストック（池田横断歩道橋）点検業務委託」（以下、「本業務」という。）に適用する。

第2条（業務目的）

本業務は、発注者が管理する池田横断歩道橋の損傷及び変状を早期に発見し、安全・円滑な交通を確保するとともに、JR車両や第三者への被害を防止するため、歩道橋に係わる効率的な維持管理に必要な基礎資料を得ることを目的に点検を行うものとする。

第3条（準拠法令）

本業務の実施において、以下の関係法令等に準拠して実施するものとする。

- （1）設計業務等共通仕様書（令和2年10月一部改訂 山梨県県土整備部）
- （2）横断歩道橋定期点検要領（平成31年2月 国土交通省道路局）
- （3）道路法
- （4）道路法施行規則
- （5）甲府市諸規則
- （6）その他関係法令等

第4条（疑義）

本特記仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、発注者と受注者で協議のうえ定めるものとする。

第5条（担当技術者）

本業務を担当する管理技術者及び照査技術者は、下記の資格要件を満たすものとする。

- （1）技術士（総合技術管理部門：建設）
- （2）技術士（建設部門：鋼構造及びコンクリート、道路）
- （3）RCCM（建設部門：鋼構造及びコンクリート、道路）

第6条（報告義務）

本業務実施期間中、受注者は業務の進捗状況を随時報告するものとし、必要に応じて発注者に報告書を提出するものとする。

第7条（安全管理）

受注者は、点検に際し交通状況に即した適切な保安施設を設ける等、安全管理に努めるものとし、保安施設の設置にあたっては、国土交通省関東地方整備局「道路保全施設設置基準」によるものとする。

第 8 条（沿道対応）

受注者は、本業務中に沿道住民及び道路利用者から苦情があった場合は、速やかに発注者へ報告するとともに、誠実、丁寧に対応しなければならない。

第 9 条（損害賠償、瑕疵）

受注者は、本業務実施中に第三者より受け又は与えた損害については、受注者の責任において処理し、これらにかかる費用はすべて受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責任に帰する理由による場合はこの限りではない。

また、受注者は、本業務完了後といえども受注者の瑕疵等に起因する不良な箇所が発見された場合は、速やかに発注者の必要と認める修正その他必要な作業を受注者の負担において行うものとする。

第 10 条（事前提出書類）

受注者は、本業務の実施に先立ち以下の書類を速やかに作成し発注者の承認を得るものとする。

- （1）着手届
- （2）業務工程表
- （3）技術者等通知書（経歴書、資格を証明できるものを含む。）
- （4）業務実施計画書（以下の事項記載するものとする。）
 - ①業務概要
 - ②業務実施方針
 - ③業務工程
 - ④組織計画（業務実施体制、連絡体制等）
 - ⑤打合せ計画
 - ⑥その他必要事項

第 11 条（打合せ協議）

打合せ協議は、業務着手時、中間、成果品納入時の計 3 回実施するものとし、業務着手時及び成果品納入時には、原則、管理技術者が立ち会うものとする。また受注者は打合せ協議毎に記録簿を作成し発注者に提出するものとする。ない、業務上必要が生じた際には、適宜打合せ協議を行うものとする。

第 12 条（完了検査）

受注者は、業務完了届とともに成果品を提出し完了監査を受けるものとし、修正の指示があった場合は速やかに修正を行い、再検査の合格をもって完了するものとする。

第 13 条（成果品の帰属）

本業務における発注者に帰属する成果については、発注者の承認を受けずに複製や他の資料に公表、貸与してはならない。

第 14 条（貸与資料）

本業務における貸与資料は以下のとおりとし、業務完了後は速やかに発注者に返却するものとする。

- | | |
|----------------|-----|
| (1) 既存点検結果調書 | 1 式 |
| (2) 竣工図書等の既存資料 | 1 式 |
| (3) その他関連書類 | 1 式 |

第 2 章 横断歩道橋定期点検

第 15 条 (調査対象)

本業務において点検するのは池田横断歩道橋とし、詳細な場所は別添位置図のとおりとする。

第 16 条 (業務計画書作成)

本業務に必要な資料の収集、現地における点検計画及び点検方法の検討を行った上で業務計画書を作成し、発注者へ提出するものとする。

第 17 条 (現地踏査)

受託者は、点検に先立って現地踏査を行い、橋梁の変状（劣化、損傷等）程度を把握するほか、現地の交通状況、点検に伴う交通規制の方法、近接手段等について現地の状況を調査・記録するものとする。なお、排水桝あるいは支承周辺の土砂詰まりや不法占有者が橋下に存在して、点検作業に支障がある場合等には、適宜、発注者へ状況を報告し対策を協議するものとする。

第 18 条 (関係機関との協議資料作成)

点検を実施する際、鉄道会社、公安委員会等に協議が必要となった場合は、発注者と協議のうえ、必要となる協議資料を作成するものとする。なお、交通規制に伴う道路使用許可申請は受注者自身が行うものとする。

第 19 条 (定期点検)

定期点検方法については、「横断歩道橋定期点検要領」に従って実施すること。なお、点検箇所については別紙のとおりとする。

第 20 条 (点検調書作成)

「点検要領」に基づき、点検表記録様式を作成する。作成にあたり、JR 東日本が実施する跨線部径間の点検結果と統合し、部材単位の健全性を診断し、損傷状況を整理するとともに損傷図としてまとめる。また、横断歩道橋毎で健全性を総合的に評価しまとめる。

第 21 条 (報告書作成)

本業務において作成した資料の整理、とりまとめを行うものとする。

第 22 条 (成果品)

本業務の成果品は、以下のとおりとする。

- | | |
|--------------------------------|-----|
| (1) 業務報告書（点検調書、損傷図を含む）、その他関連資料 | 2 部 |
| (2) 各種電子データ | 2 部 |